

第20回年金業務・社会保険庁監視等委員会議事録

1. 日時 平成21年10月16日(金) 14:00～15:15
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者
(委員会) 葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 村岡委員
(総務省) 田部事務室長 小森主任調査員ほか
(厚生労働省) 岡崎総括審議官
(社会保険庁) 渡邊社会保険庁長官 薄井総務部長 石井運営部長 樽見総務部総務課長
福本運営部企画課長 井上運営部年金保険課長 西辻日本年金機構設立準備事務局
管理官
4. 議事次第
 - (1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
 - (2) その他
5. 会議経過

【葛西委員長】 ただいまから第20回年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

それでは、厚生労働省及び社会保険庁からヒアリングを行います。今日は厚生労働省から岡崎総括審議官、社会保険庁から渡邊長官を始め皆様ご出席いただいております。前回に引き続きまして取り組みの進捗状況をご説明いただき、また、宿題になっていた事項についてのご回答をお願いします。その後に質疑応答ということにさせていただきます。それでは、よろしくをお願いします。

【西辻管理官】 それでは、まず日本年金機構の設立に向けた準備状況についてご報告をさせていただきます。

資料1でございます。この中に、幾つか1月までに機構の設立に向けて準備をしなければいけない事項ということで項目を立てて資料を用意してございます。まず、おめぐりいただきまして1ページでございますが、機構の本部及びブロック本部の設置・移転、これは物理的な庁舎の関係でございます。

日本年金機構は、本部、9つのブロック本部、それから312の年金事務所という組織形態になっておりますが、機構の本部は現在、社会保険業務センターがございまして高井戸、こちらのほうに移ることになっております。それから、9つのブロック本部を全国に配置をいたしますが、この中の4つにつきましては、①の部分でございますが、今の社会保険

事務局のテナントの庁舎から出て、更に賃料の安いところに移ったところです。それから、残りの5つにつきましては、今の社会保険事務局のテナントを一部レイアウト変更等を行ってそのまま使うということで考えております。

これまで既に本部庁舎、それから各ブロック本部等のレイアウトを検討いたしまして、既に本部につきましては高井戸庁舎の改修工事に入ったところでございます。それから、ブロック本部の中で移転をするところにつきましては、これはもう既に4カ所移転は完了しております。それ以外の5カ所につきましては、現在、レイアウトの変更等を行っているという状況でございます。312の年金事務所につきましては、現在の社会保険事務所から物理的な庁舎の移転というものはございません。

それから2ページでございますが、文書の整理・移転の関係でございます。社会保険庁で保有しております資料等につきましては、これは基本的には廃棄しないで保管をすることで整理をいたしておりますので、機構の設立に伴いまして、文書の性質によりまして、厚労省に持っていくもの、それから日本年金機構に引き継ぐものという仕分けを行って、必要なところにきちんとした形で保管をするというのが基本的な考え方でございます。

(3)にございますが、社会保険事務所の文書につきましては、これも事務所のものは設立に伴って移転を行うということはないということでございます。

下のほうに進捗状況とスケジュールが書いてございますが、どれぐらいの文書を移管しなければいけないのかという総量と、移管先ごとに仕分けをした必要な保管場所というものがあのかどうかということにつきまして、現在、精査を行っております。地方庁で保管している文書についてはおおむね精査が完了しておりまして、これから保管場所を確保して移すという作業になります。本庁保管の文書につきましても、今月中を目途に文書量の調査を終えていきたいと考えております。

それから、3ページでございますが、ここから2枚程度は職員の採用の関係でございます。日本年金機構は社会保険庁が行ってございました年金業務の運営ということを担当する組織ではございますが、職員につきましては社会保険庁の職員をそのまま採用するということではなくて、一旦社会保険庁の職員の方に辞めていただいて、そこで再度、年金機構の設立委員会が職員を採用するという枠組みでございます。

職員の採用につきましては、労働条件、採用基準、それから採否の決定、いずれも日本年金機構設立委員会のほうで決定をいただいております。庁職員からの採

用に関しましては、正規職員9,880名、准職員1,400名。准職員とはちょっと分かりにくいと思うのですが、下のほうに「※」で書いてございますが、機構設立後において社会保険のシステムの刷新によりまして、一定程度の業務量が削減できると、合理化が図られるというふうに考えておりまして、その合理化が図られた後には、その業務量というものは要らなくなるだろうと。それが大体1,400人分というふうに積算されております。ただ、合理化が図られるまでの間は、正職員としてそれなりのスキルを持った方にやっていただかなければいけない業務だということで、そういった状況にあるものですから、機構設立時にこの方々を正職員として雇うのではなくて、有期雇用職員という形で雇っていくということで決められているところでございます。

9,880名と1,400名を募集するというところで、社会保険庁職員に関しましては、機構の労働条件、採用基準をごらんになって、機構で働きたいという方をまとめて社会保険庁長官から名簿という形で設立委員会に提出し、設立委員会が民間の方による面接等を踏まえまして、最終的に採否を決定するということになっております。名簿に基づく採否というものは、2の進捗状況でございますが、既に第1段階の名簿につきましては、今年の5月に決定をされております。正職員9,614名、准職員349名ということで、このときに健康等の問題で保留とされた方もおられました。それから、准職員のほうがもともと1,400名の枠に対して349名しか埋まっておりませんでしたので、このあたりに関しまして引き続き第2次の名簿の作成、あるいは追加的な審査ということで準備を進めておりましたが、今月、10月8日の設立委員会におきまして、下のスケジュールのところでございますが、保留者の方、それから追加募集の方につきまして採否が決定されたというところでございます。

それから、次のページが民間からの職員の採用と研修でございます。年金機構は民間から正職員を1,000名程度採用するということがあらかじめ決まっておりました。この中の350名程度は管理職の方ということで採用を行っておりました。枠組みといたしましては、これは個人の応募という形になりますが、応募いただいた方を書類審査、あるいは面接審査というものを行いまして、同じように有識者からなる職員採用審査会で審査をいただいて、最終的な採否は設立委員会が決定するという枠組みでございます。

このほか、(3)に書いてございますが、准職員ではない、まさに本当に狭義の意味での有期雇用という方々、今の役所でいうところの謝金職員とか、あるいはアルバイトといった方々も採用するというところで、当初は5,550名程度ということだったのですが、「+

α」と書いてございますのは、これは年金記録問題等でやっぱり相当数の追加の要員が必要であろうということをごさいますて、これにつきましても採用をしていくということで予定をしております。

(4)に書いてございますが、民間からの正規職員採用内定者のうち、もし勤務が可能であると、既にもう仕事をされていないという方につきましては、1月よりも前の段階で社会保険庁の非常勤職員として勤務をしていただいて、現場の仕事等にある程度慣れていただくということをやっております。下のほうのスケジュールのところに書いてございますが、当初募集という一番上の帯でございますけれども、勤務可能な方を採用して非常勤職員として研修等を行っていくということで、9月に103名採用、それから10月以降で約200名を採用ということをごさいます。これ以外に既に社会保険庁で勤務しております、例えば任期つきの方々のうち民間の枠で機構にエントリーした方々、こういった方が大体200名程度おりますので、1,000名の中の大体500名程度が12月以前に何らかの形で社会保険庁での勤務経験を有する方と考えております。

それから、あわせて、その次の帯なんですけれども、管理職の追加募集、350名を予定していたのですけれども、当初、300名程度しか内定を受けておりません。追加の50名につきましては、現在まだ採用審査ということで10月後半にでも設立委員会のほうでご了解をいただければ内定ということで考えております。

それから、准職員につきまして、先ほど1,400名社会保険庁からというお話を申し上げましたけれども、社会保険庁のほうでも1,400名を完全に埋めるには至っておりません。ただ、頭数がないというのは、これは機構発足時としてはなかなか困りますので、これは民間のほうからやはり募集をして埋めていきたいということで、これも10月8日に内定が出ております。970名、約1,000名弱が民間から准職員として内定が出ている。したがって、正職員と准職員合わせて、もともとは正職員1,000名程度を民間と考えていたのですが、約2,000名弱が正規ないしは准職員という形で民間から機構に入っていく方ということになります。

1枚おめくりいただきまして5ページでございますが、機構設立に向けた職員配置でございます。機構の設立は1月ということではございますが、1月に民間の方の新規の採用を含めた大幅な人事異動を行うということは、なかなか立ち上げ時の混乱回避という観点からは適切ではないだろうということは、既に理事長になる方からもかなり言われておまして、社会保険庁から機構に採用される職員に関しましては、可能な限り社会保険庁時

代に機構の体制を見据えたセットアップをしておいてほしいということをおっしゃっております。これまで8月、それからこの10月1日で社会保険庁の人事異動というものをやっておりまして、特に第一線でございます年金事務所にしましては、年金事務所で働く社会保険庁出身の職員の大体3分の2ぐらい、6割5分かそれぐらいはセットアップが今の段階でできていると。これからまた更に11月、12月で人事異動があると思いますが、できるだけ最終形に近い形を目指していくということで考えております。

それから、それ以外にどうしても廃止される社会保険事務局に12月まで勤務をしなければいけない方々、この方々はやはり1月でないと人事異動ができないのですけれども、その方々に関しまして、できるだけ早く1月以降の勤務場所、それから仕事、こういったものをお知らせするという事によって準備をしていただきたいということで考えているところでございます。

それから、1の(4)に書いてございます、民間から採用される方々でございますけれども、先ほどお話し申し上げましたように、12月以前に社会保険庁で非常勤、あるいはそれ以外の形で働いていただくという方々がおられるわけですが、そういった経験を有する方は、非常に経験の期間としては短いかもしれませんが、できるだけ経験した仕事を生かせるような仕事に1月以降も就いていただきたいということでの人事配置をこれも考えておるところでございます。

それから、6ページでございます。業務処理マニュアル、業務のマニュアルの関係でございますが、現在も社会保険庁では業務のマニュアルをもって仕事をしているわけでございますけれども、細部にわたって十分なものかということ、まだ改善の余地があるということが1点と、それから、今回新たに2,000名程度の民間からの正規待遇の方をお迎えするという事で、やはり日本全国どこでも統一的なサービスが提供できるようなマニュアルの整備ということが欠かせないだろうというふうにご検討しております。

こういう観点から、社会保険庁の現在のマニュアルをベースといたしまして、①から④までございますが、主な変更点ですけれども、一つは権限の変更。社会保険庁がなくなりますので、長官の権限が大臣ないしは機構の理事長に移ることに伴うもの。それから組織の変更。社会保険事務局、47の事務局が廃止されてブロック本部になることに伴う業務フロー等の変更ですね。それから、歳入徴収官の一本化。年金の保険料、国庫金でございますが、今までは社会保険事務所単位で収納の権限があったわけですが、これがこれからは国で一本化ということになりますので、それに伴うもの。それから、業務処理集

約化。これは各47の都道府県単位の事務所等で受け付けたものの審査等を県1カ所の事務センターというところに集約するというをやっておりますが、このあたりに伴うマニュアルというものを中心に、現在のマニュアルの修正、それから変更というものを行っております。

スケジュールといたしましては、社会保険庁が今のマニュアルを最新版にアップデートする。通知や疑義照会を取り込んでアップデートした後に機構用につくり変えるということで、今月中を目途に機構版のマニュアルの改正を終えると。それで並行してLANシステムに掲載する、あるいは印刷作業に入るということで、後ほど出てまいります、研修等も行って、1月からの運用開始に備えたいというふうに考えております。

それから、7ページでございますが、システムの変更でございます。社会保険のオンラインシステムにつきましては、今、記録管理システムの刷新がスケジュール化されて作業しておりますけれども、この機構の設立よりは時期が遅れるということにして、機構設立に伴う社会保険オンラインシステムの変更といたしましては、(1)に書いてございます、大きく分けて3点。歳入徴収官の一本化の関係。それから、決裁を国が引き続き行わなければならないものに関してシステムを変更する。それから、帳票の見直しですね。こういったものでございまして、これらはいずれも既に設計を終えて、現在製造過程に入っております。今後、運用テストを経て1月からの運用開始ということでございます。

もう一つが(2)にあります間接業務システムというものでございますが、これは今の国の組織はどこでもそうだと思うのですけれども、人事は人事のシステム、給与は給与のシステム、会計は会計のシステムという形ではばらばらのシステムで、それぞれ職員がそれを使って仕事をしているわけでございますけれども、こういった内部管理関係のシステムを統合する、これを間接業務システムというふうに呼んでおりますが、こういったシステムを導入することによって、大幅に人員削減ということを図ろうというものでございます。

これは今までの業務の取扱いと大分変わってくるものですから、昨年度からソフトの開発、それからハード、あるいはストレージの調達、それから実際にデータを入れていく作業、こういったものを行っております、現在も運用テストに入っております。これにつきましては、個々の職員が使っていく形になりますので、また研修等で習熟を図っていくということで考えています。

8ページでございますが、調達の関係でございます。今、社会保険庁でもいろいろな役務の調達、それから備品の調達、いろいろな調達を行っておりますが、機構という公法人

になりましたら、また国ではやっていなかったたぐいの調達というものが幾つか出てまいります。代表的なものとして、そこに書いてございますメインバンクを決めなければいけない。それから会計監査人を選任しなければいけない。あるいは損害保険の調達。損害保険といいますのは、機構の庁舎の火災等のリスクにどう対応するのかという観点でございますが、損害保険の調達をしなければいけない。こういったものはいずれも実際の契約は機構が設立された1月1日ということになるのですけれども、1月1日に契約をしていて、ただちに例えば会計監査人に仕事をやっていただくというのはなかなか困難ですので、あらかじめ候補者を選定して、事前に準備の作業をやっていただいて、1月1日からフルにサービスを提供していただけるような形に持っていかなければいけない。その準備をやっているというところでございまして、9月、10月ごろから、メインバンク、会計監査人等の選定等の準備を進めておるところでございまして、今後、必要な手続を経た上で1月1日の契約にもっていきたいと考えております。

それから、機構設立後、やはり社会保険庁時代と同じような形での調達をしなければいけない、いろいろな役務ですとか、備品のたぐいに関しましては、1月から今度は契約の名義人が社会保険庁ではなくて機構というふうになりますので、業務に支障がない形での引き継ぎの準備というものも並行してやっているというところでございます。

それから、9ページが研修でございまして。これは非常に重要な部分でございまして、本来であれば、組織が変わるわけですから、研修をしたい項目というのがたくさんあるのですけれども、本来の仕事、年金記録問題の対応も含めて、本来の業務をやりながら設立準備を行わなければいけないということで、ここでは必要最小限、どうしても事前におこななければならないものに限って研修を設定するというところで考えております。

3つございまして、1の(2)の①から③ですけれども、一つが労務管理の研修。公務員と違う民間の労働法制のもとで勤怠管理、それから労務管理等をやっていかなければいけないということで、社会保険庁の職員の多くはそういったことに習熟をしておりませんので、そのあたりは特に年金事務所の所長、事務センターのセンター長等、長のつく方々を中心に集めて、基本的なところの研修をやっていこうということで考えております。

それから、もう一つが間接業務システム。先ほどご説明申し上げましたが、このシステム自体はまさに1月から稼働するものですので、だれもそれを使って実際の業務をやったことがないということで、これはむしろシステムを扱うクラスの方々についてシステムの仕組みと実際の使い方というものについて研修を行っていくということです。

それから、業務処理マニュアルにつきましても、機構になることに伴う社会保険庁のマニュアルからの大きな変更点、それから特に深掘りをしたあたり、こういったことを中心として研修を行いまして、それをまた持ち帰っていただいて、各地方で伝達研修等をやっ
ていただくということで考えております。

研修は大体今月の後半ぐらいから、いろいろなものが入り乱れてスタートをいたします。本当に短い期間ではありますけれども、大体、職員の1月以降の行き場も一部決まりつつあるところがございますので、その中で実際1月からの業務に支障がないように研修をや
っていききたいと考えております。

最後が10ページでございますが、広報の関係でございます。社会保険庁という組織が
なくなって、日本年金機構という組織が1月に設立される。そこで公的年金の実際の仕事をやるんです。あるいは、社会保険事務所は年金事務所という名前に変わるんですと、こ
ういったことを、とにかく機構のお客様である国民の皆様にご覧いただくということに
訴求ポイントを置いて広報を展開していきたいというふうに考えております。

2の進捗状況のところにあります。内容といたしましては(1)から(3)ですけれ
ども、まずは機構というものができ、そこが社会保険庁の業務を引き継ぐこと。それから、
事務所は社会保険事務所が年金事務所という名前に変わること。それから、特にいろい
ろな文書の関係ですけれども、納付書のたぐいにつきましては、社会保険庁時代にお送りし
たものは機構になってからも使えますといったこと。こういったことをいろいろなチラシ、
あるいは封筒に印刷するといった形で、4月から既に広報をやっておるところございま
す。

今後のスケジュールでございますが、下のところなんですけれども、今申し上げたよう
な広報が一番上の帯ですけれども、2段目の帯は、相談関係リーフレットに広報を掲載。
つまり、事務所に相談に来られたお客様にお渡しする冊子、あるいはお送りするリーフレ
ットにそういったものをまた追加していこうということですね。それから、11月以降は
税の関係でいろいろな文書をお送りする機会が増えますので、その中にも広報を打って
いくということ。それから、ホームページには当然載せませし、市町村発行の広報誌、これ
にも日本年金機構というものの設立について掲載していただきたいということで、8月に
依頼を行っております。ほとんどすべての自治体からご協力をいただけるという回答を
いただいております。それから、政府広報で、これも11月、12月に日本年金機構の設立
ということについて広報を打っていきたく。できるだけお客様の目に触れるような効果

的な媒体を選んでいきたいと考えております。

資料は以上でございますが、これ以外にも、例えば今まで社会保険庁が仕事のよりどころとしておりました国の法令、これとは離れて例えば機構が独自に規定をつくらなければいけないというものがたくさんございます。大体、今、120本ほど候補を挙げておまして、大体つくり上げているところでございます。

それから、何よりもやはり1月1日の前後、おそらく前と後2週間ぐらいだと思うのですが、日々の単位でどういったことをやっていかなければいけないのかというあたりのカレンダー、これは非常に重要だろうと。例えば1月4日であれば、いろいろな官公署への届け出ですとか、労務関係でいきますといろいろな協定を結んだり、就業規則の同意を取ったりと、いろいろなものがございますが、それをどの段階で準備して、どの段階でどこに持ち込めばいいのかといったあたりのカレンダーづくりというもの。

それから、特に本部は新しい部立てになって、グループみたいなものができます。それで、民間から本当に1月1日に初めて来られる方もおられますので、今、準備しているものをそのまま引き継ぐということはもちろんですが、やはり当面、1か月か2か月、まず何をどういう手順でやっていかなければいけないのかという、いわゆる引き継ぎ資料みたいなものをきちんと整備をするといったことが非常に重要だろうということで、残りの2か月半でそういったところにつきましても力を入れて、それで1月からも円滑な機構の設立というものを目指したいと考えております。資料1は以上でございます。

【福本企画課長】　　続きまして、資料2、それから資料3のご説明をしたいと思えます。資料2はいつもの進捗状況、その工程表を書いたものでございます。

1ページ目、個別事項のところ、概要でありますけれども、①、いわゆる「ねんきん特別便」の回答、約7,900万人という数字になっていると。回答が約7,900万人であると同時に、94%確認作業が終了したということでもあります。

それから、もう一つ、②ですね。これは5,000万件の解明でありますけれども、引き続き旧姓情報による名寄せ等を進めていくということを書いてございます。資料2は以上でございます。

それから、資料3であります。資料3も進捗状況のデータであります。めくっていただきまして、最初の1ページから3ページは「ねんきん特別便」の回答及び確認作業の状況でございます。

それから4ページは、未統合記録の解明でございます。直近の姿として21年9月の時

点、5,000万件の全体の解明の内訳を4ページ及び5ページで掲げてございます。

それから、更に進めまして6ページでございますが、ここはちょっとご紹介をしたいと思えますけれども、いわゆる再裁定処理でございます。これは従来からご報告をしてきたところでございますけれども、この再裁定処理、右端の業務センターで行っております。年金記録が見つかりまして、記録を訂正すると。受給者の場合には額の改定をいたします。業務センターにおいて額の改定をする再裁定の処理でございますが、現在の状況は下に書いてありますように、従来ご報告しておったところですが、3月の時点では6か月程度、期間を要していたと。待ち時間は6か月あったということでございます。これを3か月に縮めるべく努力をしているということを申し上げておりましたが、今年の8月の時点で、この再裁定の期間が3か月ということになったということでございます。

従来から申し上げておりましたけれども、年度末から今年度初めに入りまして、体制を強化いたしました。21年4月、500人体制にして、処理に取り組みまして、現在、その体制でこの8月、3か月ということになったということをご報告いたしたいと思えます。

それから更に進めまして、従来の話があと幾つかございますが、標準報酬遡及改定で1つお話をしておきたいと思えます。12ページであります。これもご案内の標準報酬遡及訂正の現状を書いた資料でございますが、この中で13ページを見ていただきまして、「今後の対応」というところで動きがございます。前から申し上げておりますけれども、13ページの下「今後の対応」で、いわゆる今までやってきておりますのは受給者の場合でありますけれども、2万件の訪問調査ということについて終わらせて、記録の訂正をしてきました。その他、加入者の方に関しては、この4月からねんきん定期便で標準報酬を書いてお知らせをして確認していただくということでございますけれども、受給者の方に標準報酬をお知らせするのは、この12月から始めるということをお知らせいたしました。21年12月から送付を開始する厚生年金受給者等への標準報酬月額等のお知らせなどを通じて確認をしていただくということでございますけれども、これの準備を今、進めてきておりました、更に資料の15ページでございます。

具体的にこういう形で今、準備を進めておるといったことのご報告であります。15ページでございますが、厚生年金加入記録を受給者の方にお知らせをするということでもあります。15ページの一番下、送付時期でございますが、本年の12月から開始をいたしまして、順次、1年をかけて厚生年金の記録のある受給者の方すべての標準報酬のお知らせをしていくということでございます。

具体的には16ページでありますけれども、お知らせする内容は、標準報酬のお話でございますので、厚生年金、船員保険であります。その標準報酬のお知らせであると同時に、厚生年金に加入されておられる方、国民年金もその途中にあるという場合はその国民年金の加入履歴も入れましてお知らせをします。厚生年金保険、それから船員保険の標準報酬月額を書いてお知らせをすることによってでございます。

同封物、真ん中にありますけれども、いわゆる標準報酬の不適切な処理がされておられると思われる案件ですね。114万件という、3条件のいずれかに該当するものにつきましては、注意喚起の文書を入れまして、その箇所を明示して、特にここが改正をされておると、遡及して訂正がされておるところですと、ここを入念的にご確認くださいということを書きまして送付をすることによってでございます。このやり方は、今、4月から始めております加入者への定期便の場合も標準報酬についてお知らせをすると同時に、こういう注意喚起のところにマークをつけましてお知らせをすることをしてまいりました。受給者にお知らせをする標準報酬についてもこういう形で今年の12月から進めていきたいということによってでございます。こういう形で準備をしてきたということのご報告でございます。資料3は以上でございます。

【葛西委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思います。委員のほうから自由に質問ないしご意見をいただきたいと思います。

【村岡委員】 新しく年金機構が変わって、非常に短い時間で新しい方も入ってこられるし、従来の方もおられると。その切りかえで、何かまた他の種類のエラーが起こらないということがどうやって担保されているんでしょうかという素朴な質問を国民の皆さんに聞かれたときには、どういうふうにお答えいただけたらいいのでしょうか。

【薄井総務部長】 やはり新しい体制をつくるわけですから、内部ではいろいろと慣れるまでにとというのはあると思いますけれども、お客様というか、国民の皆さんに一番接するところは今度の新しい年金事務所というところによってございまして、ここの仕事の進め方は基本的に大きく変わりません。もちろん、保険料をいただく名義人が社会保険庁から厚生労働省になるとか、そういうところによってございますが、基本は大きく変わりません。あるいは、年金のお支払いをするというところも、名義人が変わるというところは大きく変わりませんので、そこは送られる文書がこうなるかというのをよくお知らせをしながらご理解をいただくということだと思います。

もちろん、内部のところでも混乱が起きないということは当然望ましいわけですので、できるだけ先ほどご説明申し上げましたように、特に最初の2か月ぐらい、それぞれのところで何をやらなければいけないかというところをよく整理をして、100点満点ということはなかなかいかないかも分かりませんが、まずとにかくプランニングをシミュレーションしながらやっていくということ。もし、何か事が起これば、これは早く中で報告・連絡・相談をしながら、いわゆる火消しを早くやるということで取り組んでまいりたいと考えております。

【村岡委員】 あんまりくどいことを申し上げたくないのですけれども、ほとんどの方がやっぱり同じ方ですから、よっぽど仕事の仕方とか何かをきっちりと見ていただいてやらないと、信頼はしていただけないと思うんですよ。誤りが起こるでしょうなんて、そんなことは申し上げませんが、信頼はなかなかしていただけない可能性があると思いますので、重々その辺はお考えおきいただきたいと思います。

【岩瀬委員】 今回の質問に関連してですけれども、やはり意識改革というのは非常に重要かと思いますが、今まで社会保険庁はいろいろな仕組みをつくって、上から命令して「やれ」と言っても、なかなか現場が動かなかった。これを動くようにするというのは、かなり至難なことだと思うのですけれども、その辺どういうふうにお考えになっているのかというのをまず1点お聞きしたいのと、もう一つ、この資料1の民間からの職員採用のところで、有期雇用職員として特定業務契約職員及びアシスタント契約職員を5,500名+α採用するというふうにお書きになっていますけれども、これは機構での補助業務をやられる方と、記録の照合等に携わる人たちというふうに理解してよろしいのでしょうか。その場合、記録の照合に携わる人たちをトータル何人ぐらいお考えになっているのか。まだ計画を立てていないのなら、それを採用した後にこの人たちをどういうふうにして教育するのか。外から採るわけでしょうから全く知識がない。それをどう業務知識を伝えて育てるかという、その辺はどうお考えになっているのか。その教育の仕組みを、これ、ブロックのそれぞれでやらせるのか、本部として統一的なマニュアルをつくってやるのか、そういったことをちょっと教えていただけますか。

【薄井総務部長】 まず1点目のお尋ねでございますけれども、一つは、ご案内のように、機構の採用というのは改めて機構として採用、審査をお進めいただいたと。設立委員会のほうでお進めいただいたわけで、その過程でご本人から、例えば今まで何らかの注意を受けたような人からは、法令遵守のレポートを出していただくとか、そういう一連の過

程自体がやっぱり意識を改革するための一つの仕掛けであったのではないかと考えております。ただ、もちろんそれだけでそれが完成するものではございませんので、これは設立委員会のほうでのご議論でもございますけれども、やはりお客様に対するお客様憲章みたいなものを、これは理事長のお名前でスタートのときにお示しして、それを職員全員が心に刻んで仕事をしていくであるとか、そういうようなことが極めて大事だろうと考えております。それをつくるべくやっておりますけれども、その過程でも、今いる職員の声とか、参加も得ながら、そういうのを進めていきたいと考えております。もちろんそれだけで尽きるものじゃないと思いますから、引き続いて更に努力が必要だと思っております。

それから、採用の関係でございますけれども、22年度、来年の4月からの体制につきましては、昨日概算要求の出し直しということをやって、記録問題に十分ターゲットを当てた、集中的に取り組むということでのいわゆる要求を盛り込みまして、これは予算編成過程でこれからどういうふうな数字になっていくかということころはあろうかと思っております。

それは4月からの話なんですけれども、1月から3月、設立当初ということにつきましては、今年度の第一次補正におきまして人員的には2,000人程度の特定業務契約職員、あるいはアシスタント契約職員を雇用できる、一応金額の予算を計上いたしております。今、地方で特定業務契約職員なりアシスタント契約職員の採用というのをそれぞれ進めてもらっております。最終的には年内に決まる人については設立委員会にご報告をするという格好になりますけれども、そこに間に合わない人が仮にいとすると、1月になってからということで、いずれにしてもそういう形でできるだけきちんと記録問題に対応できる体制というのを整えていきたいと考えております。

その仕事というのは、やっぱりいろいろあるんだと思うんですね。例えば、年金事務所において一時的な、来ている書類を整理するというふうな仕事であれば、そのことを勉強してもらわなければいけないと思いますし、事務処理センターで一定の記録問題の調査みたいなものをやるとすると、その勉強をしなければいけない。そのところは、私どもとしても全体としてこういう仕事をやってもらいたいということは、本庁としてもお示しをしますけれども、基本的にそこで職場内訓練的なところというのは出てくるのではないかと考えております。それは、これから採用する、さっき申し上げた2,000人じゃなくて五千五百何人という、もともと予定されている人についても、そういう部分はあるかと思っております。

【岩瀬委員】 分かりました。じゃあ、本部のほうである程度方針を示して、実際は現場で教育をしてもらおうと。その教育がうまくいっているのかどうかというのを本部がチェックする、あるいはそういうことはお考えでしょうか。そうしないと、任せきりだと、そこに目が届かないと、報告としては「ちゃんとやっています」と言っても、人がちゃんと育たなくて、せっかくいい人を探ってもついていけなくなるというようなことになると困るのかなと思いますが、その点はいかがですか。

【西辻管理官】 有期雇用の特定業務契約職員等の方々なんですけれども、この方々は労働条件としては基本的には1年契約の更新という形になっております。実は更新のときに報酬のグレードに段階があるものですから、そこをどのグレードに上げるのか、下げるのか、維持するのかというところを確認するに当たって、やはり職場の状況の把握、それからできれば試験をやりたいということも考えておまして、それによって上のグレードに行く人、引き続き現状維持の人、場合によっては切られる人ということが出てくるのかなということも考えております。

いずれにいたしましても、できるだけいい方に長く働いていただきたいというところがありますので、そういった枠組みも考えているところでございます。

【磯村委員】 ちょっと細かい点を5つばかり確認やら質問をいたします。

まず、資料2の2枚目、下から3分の1ぐらいのところ、ずっと横に長い帯で、一番下の帯でございます。「市町村、介護・福祉関係者等と連携した回答の呼びかけ、『回答のお願い』の送付、受給者特別便実施円滑化推進会議等の設置、事業主の協力を得た回収状況の点検・確認」と、こう書いてございますが、この辺は実際はどこまで効果があったのでしょうか。確か鳴り物入りで受給者特別便実施円滑化推進会議というのと、加入者特別便実施円滑化推進会議というのと2つが設置されて、おおかた1年以上になるかと思うんですが、こういう外部の方のご協力、ご支援の状況というのは一体どうなんでしょう。

実はこれからも、こういう方々にぜひいろいろご協力をお願いしなきゃいけないのに、いまだにこれについてどうだったか、さっぱりよく分からない。実は私も気になって、社会保険庁のホームページを見てみました。何回開催されているのかといたら、設立時1回だけです。次回にこの辺をまとめて、かつ今後どういうふうなことをお願いすれば、外部の方々が快くご協力いただけるのかということも含めてご回答いただきたいと思います。これが一つ。

2つ目。同じ資料の最後の5枚目になります。今度は一番上の段、一番左側に「コンピ

ューター記録と紙台帳との突合せ」と書いてございます。多分これは例の画像データ検索システムを使ってやろうかということだろうと思われま。これがどうなっているのかなと思って、ちょっと気になって、今年の年金記録問題に関する関係閣僚会議が直近に行われましたのが3月31日ですね。その資料を見てみますとこんなふう書いてあります。資料2の第4「年金記録の正確性の確保」の中で、「(4) 電子画像検索システムの構築。厚生年金及び国民年金の名簿等について、平成21年度中に『電子画像データ検索システム』を構築し、社会保険事務所での同一の手帳記号番号記録を集約して確認できるようにすることにより、これらの紙台帳とコンピューター記録の突合せを実施するほか」云々と、こう書いてあります。したがって、これを見ますと、平成21年度中に電子画像データ検索システムが構築されて、極端に言えば平成22年度4月からこれがワークする、使えるというふうに思っておるのですが、このデータ、さっきの資料の最後のページを拝見しますと、その後が、たまたまこの表には書いてありませんので、使えるのかどうか分からないんですね。これについては、今日お答えをいただきたいと思。これが2つ目。

それから、資料3のほうへまいります。資料3の3ページ。見出しが「フォローアップ照会、厚生年金旧台帳にかかる調査」について2つございます。

その一つが、真ん中から上に、「訂正なし」「未回答」のうち対象者88万人について、照会済みが66万人、照会中が22万人と書いてあります。これは大変なご努力で結構なことだと思。この88万人というのは、上を読みますと、2行目真ん中辺り、「なお未回答の方のうち未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人」ということですから、この88万人というのは未回答の方だけですね。訂正なしの方が何人かいらっしゃるわけ。この訂正なしの方はどうなっているのか。これが3つ目の質問です。

それから4つ目は、その下へまいりまして、厚生年金旧台帳の記録(約1,466万件)に係る調査のうちの、上から2行目、「旧台帳の記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して」こういう知らせを送ったと、こう書いてありますね。1,466万件のうち68万人に送ったわけですが、じゃあ、この1,466万件、ご本人の記録でない記録はどうするんだろうということでございます。それから、最後は5つ目の、これは確認ですね。1ページへまいりまして、「ねんきん特別便」の送付結果の確認状況というのが絵でございます。この絵の一番右側に、確認作業完了と書いてあります。これは確か前回もお願いをしたと思うのですが、この「確認」という言葉の意味は、「確かに私のほうであります」と言ってお答えをしてくださった方も「確認」であれば、「それは私のものかどうか

か分かりません」ということが分かったことも確認」だと、私は理解しているので、それでよいのかどうか。もしそれでよければ、この「確認作業完了」という表現は非常にミスリードを呼ぶのではないかなと思いますので、別の表現に改めていただくのが妥当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。以上でございます。

【福本企画課長】 1番目の、住民組織の協力の点は、少し実績をどういう形でとれるか考えてみたいと思います。

【磯村委員】 すみません、じゃあ、次回お答えいただくのでしたら、最近、名古屋を初めとする各市町村、三、四カ所ありますね。いろいろ住所が分からない方に協力して探してあげようというふうなことを名古屋の河村さんあたりがおっしゃって、あちこちで追隨しておられます。その辺について社会保険庁としてどういう支援策なり協力お願いなりを全国の市町村になさるご予定があるのかなのか。あるとすれば、どんなふうな策なのか。そこもあわせて教えてください。

【福本企画課長】 分かりました。

あと、ご質問いただいた点で、フォローアップ照会の話はこうでございます。先ほど、66万人というところの話なんです、66万人は、その左に88万人と書いてあります「訂正なし」で回答された方、それから「未回答」で回答された方、見出しにございますのは、受給者に対する名寄せ特別便ですので、いわゆる宙に浮いた記録があるということでお送りしたんだけど、「大丈夫です。抜けていません」という「訂正なし」で返された方と、それから回答をされていない方、この2つですね。その2つで対象者が88万人でございます。

「照会済み」が66万人というのは、「訂正なし」及び「未回答」対象者両方含みまして、これは「未回答」だけじゃなくて「訂正なし」の方も含みまして88万人対象で「照会済み」が66万人という表記でございます。上のほうの文章、分かりにくいところがありますけれども、上4行書いてありますもの、「訂正なし」との回答をいただいた方、及び、回答をいただいでなくて2回の督促をしてなお未回答の方で、両方足してこれは88万人という意味です。

【磯村委員】 ああ、そういう意味ですか。じゃあ「なお」というのは「まだ」という意味ですね。

【福本企画課長】 そうです。「まだ未回答の方」です。それから、下の1,466万件のところですね。68万人ということは、結局、書いてあるとおりでありますけれども、

1,466万件のデータで、基礎年金番号と、我々のデータベースである基礎年金番号の氏名と名寄せをしてみたわけでありませぬ。その結果、68万人の方々が該当をして、その方に確認をしていただくプロセスをこうしているということでありませぬ。逆に言うと、その差は基礎年金データベースというか、基礎年金番号で管理されるところには当たらなかつたというわけです。

【磯村委員】 当たらないということは何？

【福本企画課長】 突き合わせをした結果、68万人は1,466万件の記録があるのですけれども、1,466万件の氏名、生年月日、これを、平成9年ころに基礎年金番号が振られている氏名、生年月日とあわせてみて、その中に該当があつたというのが68万件ということなんです。

【磯村委員】 ということは、残りはほつたらかしということですか。

【福本企画課長】 基礎年金番号で管理されるところには当たらなかつたということで、それで、この方々をどうするかなんですけれども、これは今はやっていますが、もう一つ確かに考えられる話としては、我々、ほかのものも全部そうなんですけれども、住基ネットとかにかけてみると。いずれにしても、これはご本人にアプローチして、その記録かどうかを確認しないといけなわけですね。ご本人に郵送して確認していただくということを確認するために、まずは我々の年金ワールドのデータベースの中の基礎年金番号と照合して、そこで当たるところが少ないわけですから、あとはもう一つあり得るとすると、住基ネットにかけてみると、そこではあるという人がいるかもしれないというようなことは考えておりますけれども、今ここで書いているのは、まずは基礎年金番号と照合して、その方々に記録を送つて確認をしてもらうということなんです。

【磯村委員】 これは社会保険庁のときにある程度終わらせる分野に入っているのか、機構に譲るのか、それも含めてご検討ください。今日でなくて結構です。

【福本企画課長】 はい。このあたりは今後のスケジュールをどういうふうにするかということになります。

【磯村委員】 どっちみちほうっておくわけにはいかないだらうと思うんですね。

【福本企画課長】 それから、「確認作業完了」は前もやりとりをしたと思います。「確認作業完了」というのは、いろいろ考えて表現を我々もつくつたものなんですけれども、結局は申出があつた記録についてあつた、あるいは調べましたけれどもありませんでしたというところまでをこの数字として考えているところでありませぬ。前にもお答えしたとお

りで、そういうご理解だったと思いますし。

【磯村委員】 ただ、一般の人は間違えますね。全部分かったとってしまう。だから、なるべく早く改めていただけませんか。

【池永社会保険業務センター総務部長】 紙台帳とコンピューター記録の突き合わせのための準備の状況をお話しさせていただきますが、ご指摘ありましたように、3月の閣僚会議の資料の中で、突き合わせのためのシステムの構築を平成21年度中に進めるということで、そのシステムをつかった上で22年度から突き合わせを、まず申出があった方を中心にということを進めてきたわけでありますが、実際8.5億件ののぼる紙台帳、あるいはマイクロフィルム、膨大な紙の記録があるわけですが、これを画像化して、必要な検索等機能を入れるといったようなこと、それから並行してアプリケーションの開発なり、こういうことを進めているわけですが、基本的には入札できるものは入札ということで段階を追ってやってきています。現実、非常に数が多い、あるいは難しい仕事だということもあるのだと思うのですが、一部、入札をしても応札する業者がない、あるいは不落になってしまうといったようなことが生じておまして、ただ、これもできる限り、やはりもう一度入札をしようということで、可能な限りやり直すということで、再度入札をするようなことをやっています。

そうしました関係上、22年度中のなるべく早くにスタートと思っておりましたが、少しスケジュールがずれ込みまして、今のところは22年度の秋ごろになるのではないかと状況でございますが、できるだけ早く準備をしたいと思っております。

【磯村委員】 そういう大事なことが、何でこちらから聞かないと出てこないんですか。今、具体的に22年度の秋とおっしゃいましたね。秋というのは何月ですか。秋もいろいろあります。

【石井運営部長】 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今しがた、センターの総務部長のほうから、このシステムを構築するに当たっての、重要な作業項目についての進め方、本当に簡単にお話し申し上げたわけですが、その中でもベースになるのが8.5億の画像ファイル化でございます。これは、今年の4月から厚生年金被保険者の2.5億の記録のファイル化のための競争入札を皮切りにして、順次ずっとやってきております。それで、実はそういうふうに頭のところから相当の量があり、これを手がけられる業者というのは、量が多いためにどこの事業者にもというわけにいかないということ、また、ある程度考えられる事業者の大どころは既にもう先行している入札のほ

うに応じてきてもらっているという状況がございまして、いわば業者サイドのキャパシティーが徐々に厳しくなっているんですね。

そういう中で、8月から9月にかけてですけれども、被保険者の、今度はマイクロフィルム化しているものが3.9億ほどあるのですが、これの入札をしたと。同時に、市町村被保険者名簿ってございますね。普通台帳に相当するものですが、これの入札もかけましたところ、今もありましたけれども、残念ながら業者側の受け入れ能力が厳しいということ。それから、単価面での折り合いがつかないというようなことで、かなりの部分が不落になってしまったんです。

それで、急遽、手がけることができる業者の範囲というのをもう少しぐっと広げて、そして、小分けをしてでもさばこうというようなことで、実はこのところ、そういう業者と接触をしながら、しかし競争入札をこれは守らなければいけないので、そういうふうなものでやると。そういうふうなやり方でぜひとも入札にご参画願いたいというようなことも、一部お願いをしつつ、今、調達手続を進めていると。比較的最近ということもなかなか言えないのかもしれませんが、一月ばかり前に急に発生してきたものでございますから、その点ご報告が遅れてしまったのは申し訳ないと、その点はお詫びをさせていただきますが、全体の状況としてはそういうようなことでございます。

それで、入札でございますけれども、できるだけ早く、しかも業者の処理能力というものに応じて適切ないわば大きさというものにならながら競争入札に付していきたいと。その過程では実際の相場もきちんと踏まえて、予定価格の設定も適切に一定の中でやっていきたいというようなことを通じて、このまま単純に一本調子で作業を進めますと大変恐縮なんですけど、来年の秋ぐらいの実施になってしまうのですけれども、いろいろな工夫をすることによって、何しろ少しでも早くやっていきたいと。そんな状況でございます。

報告が遅れました点については、そういうようなことでお詫びいたします。

【磯村委員】 分かりました。そうしますと、この関係閣僚会議の資料は、訂正になるわけですね。

【石井運営部長】 申し上げます。おっしゃるように、その時点では見通すことができなかったような事情が発生をしたということではありますけれども、それはともかくとして、実質的には、そこに書いてあることを現状では確保する、そのような状況が見えていないということはお指摘のとおりでございます。

【磯村委員】 なるべく早い時期に公的な資料の訂正だけはオープンにしておいてくだ

さい。

【石井運営部長】 はい。機会をとらえてそのようにしていきたいというふうに思います。

【葛西委員長】 移行が一番大変だと思うんですけども、日本年金機構に移行する人たちというのは、社会保険庁を退職して新しい組織に応募するという形をとられるというお話ですね。そうすると、現在、社会保険庁にいる人たちはほとんど全員新しい日本年金機構に応募したと考えてよろしいんですか。

【薄井総務部長】 基本的には、かなりの者が応募しております。ただ、今回応募した段階で、実は本人の選び方として幾つかあって、一つは機構に応募する。もう一つは、若干名ですけども、船員保険の仕事というのがあって、これは全国健康保険協会に最終的には45名内定しましたけれども、そこにも手を挙げることができる。それから、社会保険庁にいわば本籍がある人間というのは、実は1万3,000人ぐらいいるんですけども、これらの者の一部は、もう保険局とか年金局とか地方厚生局で働いています。今回、年金機構をつくられるときに、例えば特別会計の管理であるとか、市町村に国民年金の交付金を配る、こういう仕事は厚生局に移るであるとか、特別会計の管理は年金局でやるとか、こういうあたりで業務が移る部分がございます。そういうことで、厚生労働省のほうに配置転換を予定する者というのもおります。ですから、公務員として引き続き厚生労働省で働きたいという手を挙げた人間もいます。3つ全部手を挙げている人間もかなりいます。

ただ、やっぱり中には「私は公務員として入ったんだから」ということで機構に応募しなかった職員もおりますので、その人は機構にノミネートして長官の名前で名簿を出すということにはいかなかったわけなんです。

当初そういうことでやりまして、それで、1万名ほど正規職員、准職員で内定をしましたがけれども、准職員というのはもともと社会保険庁から1,400名、枠があったわけです。いわゆるもともと公務員で厚生労働省一本やりというメンバーも含めて、准職員の応募ということで、こちらも働きかけをしまして、若干名准職員に、160名ほどですけども、応募しました。応募した中からも採用審査会で不採用になった人間もいるのですけれども、そういう形で追加募集もして、それにも参加してもらって、先ほどご説明したような、1万名を超える人間が正規職員、准職員として社会保険庁から移籍をするという予定に一応なっているということがございます。

【葛西委員長】 なるほど。新しい組織ができる。組織が変わりますよね。それから身

分も変わりますよね。ただ、仕事内容については大部分の人たちは今までの仕事と同じことをやると理解してもいいんですか。

【薄井総務部長】 組織の体制が変わりますから、全く同じかどうかというところはございませぬけれども、基本的に年金関係で事業主から、あるいは個々の市町村を経由して届け出をして、保険料をお支払いいただく仕事をし、記録の管理をし、給付をするという大きな業務自体はこれは変わりませぬ。そういう意味では、意識とかそういうのは別として、多くの職員のする仕事というのは従来と、仕事の中身としては、重なるということになると思います。

【葛西委員長】 指揮系統は少し変わりますよね。ブロックが9つになるということだから。しかし、自分が今、職場でやっている仕事の中身はそう変わらない人が大多数を占めると理解すればいいんですか。

【薄井総務部長】 特に年金事務所、第一線機関の基本のところは変わらないというふうにお考えいただきたいと思います。ブロックは、これは今までないですから、地方事務局の仕事の中でブロックに行く仕事、あるいは年金事務所に逆におろす仕事、あるいは厚生局に行く仕事というふうに、そこはちょっと分かれたりする部分があるかと思いますが。

【葛西委員長】 そうすると、移行期というのはどうしても混乱を伴いやすいですよね。指揮系統が変わってくるし、業務の連絡のチャンネルなんかも結び変えなくちゃいけないということになる。ただ、いろいろ試行錯誤があったとしても、ただちに何か業務の停滞を発するようなトラブルが起こるということではなくて、ある程度の習熟期間中に組織並びに新しい体制に慣れれば、順調につながっていくという体制にはなっていると理解していいんですか。

【薄井総務部長】 100点満点かとおっしゃられると、なかなか胸をたたいてとは言えませぬけれども、国民の皆様と直接接するところ、これにおいては混乱が起きないように、これは万全を期していきたいというふうに思っております。組織の中もできるだけ混乱が起きないように努めてまいりたいと思っております。

【葛西委員長】 鉄道の場合で言えば大事故が発生するような、そのようなリスクは今回の場合はないということですか。制度的な、あるいは組織的な問題が大きいから、例えば効率が十分上がらなくても、しばらくは現場さえしっかりしていれば、やがて調整可能な形になるようお考えになっているということですね。

【薄井総務部長】 我々にとって一番大きいリスクは、多分年金のお支払いが止まると

か、それが一番大きな事故ということになると思いますけれども、これはお支払いする名義は変わりますけれども、そこは絶対に死守をしなければいけないところだと思っております。

もちろん、今、記録問題でいろいろあるときに相談体制とかで若干混乱がこれまであったということもありますので、そういうふうな混乱もできるだけ起きないように努力はしてまいりたいと思っておりますが、一番の生命線のところは、これはもうまさに大きな事故が起きないように、我々、十分心してやっていかなければいけないと思っております。

【葛西委員長】 主力部隊になる、社会保険庁から日本年金機構への移行職員の意識というのは、相当、問題が顕在化したときに比べると変革されたというか、意識が高まったという状況にあるでしょうか。

【薄井総務部長】 これ100点満点という、これもないのですけれども、いろいろな意識改革の運動というのをずっと続けてきております。また、機構に移るに当たりまして、先ほどもちょっとご質問にお答えしましたけれども、そのときにお客様憲章というか、名前はちょっとあれでございますけれども、そういうふうなものをつくって、もう1回、皆、意識を改めて取り組んでいくということで考えておりますので、これは改善を図っていくと、こういうものであると思っております。

【渡邊長官】 この夏に長官になった渡邊でございますが、いろいろこの3か月弱、実際のハンドルを握っての経験をさせていただきました。今、総務部長から申し上げましたように、基幹部分はおそらくこれまでの仕事の流れが大きく渋滞を起こすようなことはまずないと、こう思っております。ただ、先ほど委員の方々からご指摘のありましたように、今、年金機構に変わった趣旨、意義というのが、信頼の再構築だということに原点を置けば、もちろん現場職員、それから我々も含めての意識改革というものをどうやっていくか。それから、委員長がおっしゃったように指揮命令系統が少し変わりますので、その中で先ほど準備事務局のほうから、マニュアルをこうつくっていると申しましたけれども、ブロック単位にすることによって、実際は県単位のマニュアルの更に細々則みたいな、本当の現場の人たちがこういう場面が起きたらどうするかという動き方は、少しずつ違ったものを統合していくプロセスでもございますので、そういうところも大いに意識改革とあわせて、負の作用が起きないようにきちんとやっていかなければいけないということが一つ。

それから、やはり年金記録問題にまた戻りますけれども、非常に大きな業務量をなおこれから大臣の指揮のもとにやっていかなければならない。そして、概算要求は最後どうい

う予算編成になるか分かりませんが、非常に大きな正規・准職員及び有期職員の配置を求めています。もといる体制と変わらないぐらい大きな量をお願いする。そうなりますと、岩瀬委員がおっしゃったように、職場に新しい仲間が来ると。それを研修して、なじんで、第一線で一緒に成果を上げるためには、普通1か月なり何なり、落ちたり、横にずれたりするわけでございます。そこを現場レベルに入った人たちのものも中央の部分も含めて、しっかり全体のたががそれゆえに揺らがないようにしていかなければいけないということがございます。

なおかつ、記録問題は、先ほど磯村先生がおっしゃったように、もう少し、見たらこのところを深掘りしなければいけない。そうでないとやはり説明が完結しないと、こういうようなところも多々あるわけでございますので、またご指摘、ご指導をいただいて、大臣の判断をいただいて、たくさん今求めています人材も有効活用していく。

それぞれに課題がありますが、本当に適用徴収から相談、審査、年金の給付と、この流れが、団塊の世代が年金受給に結び付いている、まさにこの数年の間で大きな事故に遭わないようにするのが私たちの仕事であると。気がついたら、というか、本当は1月以降、できるだけ速やかになんですが、「あら、随分変わったな」という感じの職場にしてみたいというのが私どもの考え方です。

【葛西委員長】 国鉄の民営化のときもそうだったのですけれども、先ほど、お客様憲章とおっしゃいましたが、対応が笑顔で優しいといった要素もさることながら、実際には誠実であるかどうか、あるいは的確であるかどうか、迅速であるかどうかということこそサービスの本質です。私自身は、国鉄民営化のころ職員担当をやっていましたが、やっぱり安全であるとか正確であるとか、そういうことが大事だと考えていました。さっきおっしゃったように、年金の支払いが正確に、滞らずにいくということが確実にできることが最も大事なことという感じがいたします。

【大宅委員長代理】 ちょっと機構の話じゃないんですけど、新大臣になり、年金記録問題についての再調査を命じたというのがあって、それからすぐ概算要求が約2,000億円近くということで、私たちメディアの報道でしか分からないのですけれども、大変な金額ですね。この心は何なのかというのが、もちろん大臣じゃないから分かりませんという国会答弁じゃなくて、どういうふうにとめていらっしゃるかというのをちょっと伺っておきたいんですが。

【渡邊長官】 端的に申し上げれば、やはり大臣のお考えを私どもの理解で言いますと、

この年金機構というものは、国民の信頼を再構築するための道具でしょう。今、今日的に国民の信頼を再構築する上で、記録問題のしっかりした出口というものをつかまえないければ、その努力は十分報われないであろう。したがって、記録問題を解決するために、この年金機構というものが大いに役に立ったという実績をつくること大事である。このようなお考えだというふうに理解しております。

まだまだお考え、聞き足りない部分あるかもしれません。したがって、従来の当初予算、あるいは8月の概算要求に加えて、いろいろな識者の方々からのご意見も踏まえて、思い切った概算要求を金額面、人員面で行わせていただいて、これから査定当局と十分議論をし、新政権の一つの看板でもございますので、実の上がるものにしてまいりたい。あくまで機構というのは、この信頼回復、とりわけ今日的には記録問題のしっかりとした解決というものをやっていくために、いかに有効に活用するかという点にあるのだろうというふうに思っております。

【磯村委員】 今の記録問題の話でもう一つ質問ですが、資料3の最後のページに「被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の納付記録を訂正した事例について」というのがありまして、Ⅰはオンライン上に国民年金の納付記録はないが、被保険者等が保有する領収証等、領収証等というのは、5番目の領収証、年金手帳、領収済み証明書のことだろうと思うのですが、これにより納付記録を訂正した件数が約2万件。

時点はちょっと違いますが、Ⅱに、同じく納付記録はないが、被保険者等が保有する領収証等により訂正した件数2万件的のうち、社会保険庁や市町村の資料では納付記録の確認ができなかった件数が6,836件。約7,000件ですね。ということは、領収証等だけでしか確認できなかった。

そうすると、ⅠとⅡの差は約1万3,000件あります。2万件から7,000件を引くと1万3,000件。この1万3,000件の中には、社会保険事務所や市町村の資料で納付記録の確認ができた件数が含まれているわけですね。

【福本企画課長】 そうです。

【磯村委員】 この資料というのは、どんな資料なのでしょう。これは非常にこれからの記録確認に役に立つ資料が入っているんじゃないかと思われるんですけども。もし、どんな資料なのか、ある程度のパターンが分かるのだったら、次回で結構です。それを基にしてパターン化された資料のこれとこれが有効に使えるそうだというのだったら、それをよりどころに探していくといったあたりがまたできるんじゃないかと。あるいはできない

か。よろしく申し上げます。

【村岡委員】 約2,000億円近くの概算要求について1つだけ教えていただきたいんです。2,000億円かければ、社保庁が持っているすべてのデータに基づいて、少なくともその範囲における真相解明ができると考えてよろしいんですか。

【薄井総務部長】 正確に申し上げますと1,779億円を、これは22年度の概算要求と。ただ、この話というのは22年度だけで終わる話じゃなくて、23年度にも・・・。

【村岡委員】 いや、伺っている趣旨は、システムはできましたと、あとは座って待っているだけだという2,000億円なのか、社保庁がすべてチェックいたしましたという結果を見せていただける2,000億円なのか、それだけ伺いたかったのですが。

【薄井総務部長】 大きな課題でございます、一つは8億5,000万件の画像データ、これは22年度だけで終わりませんが、そういうふうなものを進める。それから、いろいろと先ほどもちょっと話題に出ましたけれども、記録問題でももう少し深掘りをして調べなければいけないと。それは調べてみるということでございます。これはご案内のように、5,000万件という、いわば宙に浮いた記録のほうからのアプローチと、それから、いわゆる8億5,000万件のような、データのほうからのアプローチ、それに国民の皆様からのご協力という、これの組み合わせになってきますから、それで例えば5,000万件が全部1件残らず持ち主につながれるということも、もう既に外国にいらっしゃる方とかいろいろいるのでこれはなかなか難しいですが、その辺の事実関係を解明すること。

それから、これは前から申し上げておりますけれども、どうしても残るものについて、どういう形でお示しをして、例えばそれに、公示という言葉がかつて出ましたけれども、そういう形でやるのか、そういうふうなことも含めてこれはやっていくということで、そういうふうなもろもろを進めるための、これは22年度、23年度あろうかと思っておりますが、22年度分として計上させてもらおうと。こういうふうにご理解いただけたらと思いません。

【葛西委員長】

それでは、本日の会議は、これで終了ということで、どうもご苦労さまでございました。次回は11月24日14時から開催いたします。本日は御多用のところ、誠にありがとうございました

以上